

留守家庭児童育成室の委託について

1 趣旨等

指導員の人材確保・育成が課題となっている中で、増加し続けている児童を受入れていくため、全36育成室の3分の1を目処に民間事業者への業務委託を進めています。

2 令和元年度の公募（令和2年度からの委託）

【選定する育成室】 東、山手、高野台

【選定理由】児童数が増加しても、現在の施設や今後確保整備する施設で受入可能と見込まれること。

委託による担い手確保や指導員の欠員削減の効果を期待し、ある程度規模の大きな育成室も対象とします。

3 スケジュール

委託開始（募集は前年度）	委託育成室の現状及び計画
平成27～令和元年度	9か所
令和2年度	3か所
計	12か所

4 対象事業者の要件

当初、社会福祉法人及び学校法人を対象に委託を進めていましたが、未就学児童の受け皿拡充が進む中で、就学後の事業である育成室の運営を検討してもらえる事業者は少なく、計画どおりに委託を進めることはできませんでした。

そのため、平成29年度から対象事業者の要件を以下のとおり拡大し、平成29年度と平成30年度は、公募した8か所全てに応募があり、委託を進めることができました。今年度も昨年度と同じ要件で公募を実施し、委託事業者の確保を図ります。

【募集要件】

次のいずれかの事業の運営実績がある法人

- ・児童の保育又は教育の分野に係る事業
- ・児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業
- ・青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

5 委託による欠員解消の効果及び直営指導員採用による指導員確保

令和2年度から3か所を委託することにより、10人程度の非常勤指導員の欠員解消を見込んでいます。

なお、市の指導員確保策としましては、市報やホームページ等による募集情報の掲載やハローワークでの求人説明会の開催、大学訪問による人材募集の依頼など、積極的に採用活動を行い、新規指導員の人材確保に努めています。また、新採指導員を対象とした職場訪問を定期的実施するなど、定着率の向上にも努めています。